

社会福祉法人 豊心の会 役員等報酬規程

社会福祉法人 豊心の会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 豊心の会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、評議員及び役員（理事長及び理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、交通費の実費を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程第5条に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、支給しない。
- (3) 退職手当については、支給しない。
- (4) 通勤手当については、給与規程第17条の規定に準ずる額

(常勤役員等の勤務条件等)

第3条の2 常勤役員等は次の各号に定める条件等により勤務する。

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時30分
- (2) 勤務日数 当法人正職員に準じる
- (3) 休日数 当法人正職員に準じる
- (4) その他勤務条件 必要に応じて第11条に定めるところによる

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の総額)

第5条 役員にかかる報酬の総額は年額2,400千円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条(別表1)に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、支給しない。
 - (3) 退職手当については、支給しない。
- 2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、現金により支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、当該金額を控除して支給する。
 - 4 常勤役員等に対する報酬は、口座振込により支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定労働日数から欠勤日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成21年2月1日より施行する。

この規程は、平成22年5月26日より施行する。

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

この規程は、平成30年3月7日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

専務理事 月額 200,000 円

別表2（非常勤役員等の費用弁償）

日額

理事会・評議員会・監事監査への出席 3,000 円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 3,000 円